

6 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 食育の推進

現状

- 東北農政局では、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき食育を推進しています。
- 第4次食育推進基本計画が令和3(2021)年3月に策定され、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化等食育を巡る状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を以降5年間に特に取り組むべき重点事項として定めています。
- また、政府が作成した「SDGs アクションプラン 2021」においても、具体的な取組例の1つに「食育の推進」を国民運動として展開することを掲げています。
- 各都道府県及び市町村においても、食育推進計画を作成して食育を推進してきました。東北では、令和5(2023)年3月末現在、県段階では全県で、市町村段階では210市町村(92.5%)で作成されています。

東北農政局の取組

東北農政局では、食育に関する国民の理解の向上、食育活動団体等の取組推進のため、各地の食育活動に対する交付金による支援に加えて、ブログやメールを用いた食育の知見や最新の食育情報の提供のほか、食育セミナーの開催、地方自治体が行うイベントへの出展など、食育活動に対する支援を行っています。

食育に関する展示

令和4(2022)年6月の食育月間に合わせて、消費者展示コーナーにおいて第4次食育推進基本計画の概要や、「ちょうどよいバランスの食生活」を手軽に実践するためのヒントをパネルで紹介するとともに、食事サンプルの展示を行いました。併せて、第4次食育推進基本計画の中で1日の食塩摂取量の目標が8g以下に設定されていることから、「かるしお」(国立循環器病研究センターが推奨する「塩をかるく使って美味しさを引き出す」減塩の新しい考え方)の取組と、東北の事業者が取り組んだ「かるしお」認定商品などについても紹介しました。

また、令和4(2022)年10月の宮城県加美町^{かみまち}の「食の文化祭」、11月の岩手県の「岩手県食育推進県民大会」、令和5(2023)年1月の山形県の「やまがた食育県民大会」といった自治体が開催するイベントにも出展し、パネル展示・パンフレット配布などを行いました。



食育月間：第4次食育推進基本計画に関する展示



食育月間：「かるしお」に関する展示

食育セミナーの開催

令和4(2022)年度は、東北農政局主催で6月と3月に、農林水産本省と共催で11月に、計3回の食育セミナーをWEBで開催しました。

東北農政局主催で実施した第1回食育セミナーでは、関係者・機関との情報共有と連携を図るため、食育を実践する3団体による食育活動の事例発表と意見交換を行いました。

第2回食育セミナーでは、「持続可能な食と環境を支える食育の推進」と題し、第1部で大学教授による健全な食生活と環境を支える食育の実践についての講演、第2部では宮城県の指導農業士と食品製造販売業者による活動の事例発表の後、大学教授を交えた3者によるパネルディスカッションを行いました。

また、農林水産本省と共同で開催した食育セミナー「山形で継承されてきた伝統的な食材を次世代に伝えるセミナー」においては、第1部で大学教授による伝統野菜の現状と課題^{つるおかし}についての講演、第2部でイタリア料理のシェフによる山形県鶴岡市の伝統野菜「藤沢カブ」を使った調理実演、第3部では大学教授、シェフ及び藤沢カブの生産者をパネリストに、鶴岡市の食育イベント会社をファシリテーターに迎えてパネルディスカッションを行いました。

第1回食育セミナー



事例発表：(左) むつみ幼保連携型認定こども園 味水富夫氏、(中) 有限会社蔵王マウンテンファーム山川牧場代表 山川喜市氏、(右) 会津若松市食育ネットワーク会長 上嶋啓子氏

第2回食育セミナー



講演：仙台白百合女子大学人間学部
教授 佐々木裕子氏

パネルディスカッション：(左から) 指導農業士 石森さと子氏、
佐々木氏、株式会社明治北日本支社 片桐祐治氏 (WEB 参加)

山形で継承されてきた伝統的な食材を次世代に伝えるセミナー



講演：山形大学農学部
教授 江頭宏昌氏

調理実演：アル・ケッチャーノ
シェフ 奥田政行氏

パネルディスカッション：(左から) 奥田氏、江頭氏、藤沢
カブ生産者 伊藤恒幸氏、ファシリテーター 小野愛美氏

(2) 食に関する情報提供

現状

- 令和4(2022)年は、全国で962件、東北では98件の食中毒が発生し、前年に比べ増加しました。食中毒の発生は、消費者に健康被害が出るばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあり、その防止を図ることが必要です。
- また、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムを構築することが必要であり、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向け、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。この戦略の実現を図るためには、国民の認知・理解の一層の拡大が必要であり、そのための情報発信が重要となっています。

東北農政局の取組

消費者が正しい理解に基づき安全な食品を安心して選択できるよう、食品の安全に関する情報提供や意見交換会の開催、出前授業への講師派遣、消費者展示コーナー等での情報提供等に取り組んでいます。

講師派遣案内 <https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/anzen/kouza.html>

消費者展示コーナー https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/soudan/corner/syouhi_corner.html

消費者との意見交換

東北農政局では消費者団体との意見交換会を行っています。

令和4(2022)年度は12月と2月に「みどりの食料システム戦略」をテーマとして、毎日の食事が地球環境にどのように影響しているかを知り、何を選んでどう食べるべきか等について意見交換を実施しました。



岩手県拠点における意見交換会（12月）



東北農政局における意見交換会（2月）

消費者への情報発信

東北農政局では、仙台合同庁舎B棟1階に消費者展示コーナーを常設しています。

月ごとにテーマを決め、食品の安全をはじめ、農林水産行政に関する情報や東北の地場産品等の紹介をしています。

春先から初夏にかけては、食用と誤って有毒植物を喫食したことによる食中毒の発生が多く見受けられることから、4月には野菜・山菜と間違えやすい有毒植物や農薬の適正な使用等について紹介しました。

「みどり食料システム戦略」に関連した情報提供として、10月前半に食品ロス削減に役立つグッズなどを展示しました。

東北管内の地場産品等の紹介としては、9月に青森県、12月に秋田県、1月に福島県、2月～3月には山形県に関する展示を行いました。

そのほか、地域の農林水産業や食品の振興を図る展示も行いました。



4月_食品の安全性との向上と信頼確保の取組



5月_農研機構が開発した技術・品種



6月_食育月間及び減塩の取組「かるしお」



7月_米粉の利用拡大



8月_「農業遺産」



9月_「自然と人の豊かな恵みに育まれた～青森のうまいものたち」



10月前半_食品ロス削減



10月後半_私たちの食と農を支える統計調査



11月_和食文化の保護・継承



12月_「食の宝庫」秋田を代表する新たな特産品を御紹介！



1月_「ふくしまプライド。」自慢の逸品大集合



2月前半_花っていいよね！フラワーバレンタイン



2月後半～3月前半_山形のおいしさ満彩めしあがれ



3月後半～4月前半_震災からの復興と災害に備えた食品備蓄

(3) 消費者の信頼確保

現状

- 食品の適正な表示及び米穀等の適正な流通を確保するための監視や食品表示110番等による疑義情報の受付を行っており、疑義が生じた場合は、法令に基づき立入検査等を実施し、徹底した疑義解明と不適正な行為に対する厳正な措置を行っています。
- 特に、あさりの産地表示適正化のために行った対策の効果を測るため、令和4(2022)年度にあさりの産地表示の状況に関する点検調査を行うとともに、引き続き食品表示法の疑義に対する徹底した疑義解明と不適正な行為に対する厳正な措置を行っています。
- 水産流通適正化法が令和4(2022)年12月1日に施行され、アワビ、ナマコ等の特定の水産動植物等の国内流通の適正化を図るため、採捕者・取扱事業者に対し、漁番号等の情報伝達、取引記録の作成及び保存等が義務付けられました。

東北農政局の取組

東北農政局では、食品表示法、米トレサビリティ法、牛トレサビリティ法、食糧法、農産物検査法、JAS法及び水産流通適正化法について、一般巡回調査による監視及び科学的分析結果等による立入検査、指導を行っています。

また、食品表示110番の窓口において、食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付けるとともに、必要に応じて立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合は法に基づき厳正な対応に当たっています。

令和4(2022)年6月には本省指示に基づき、小売店に対し、あさりの産地表示の状況に関する点検調査を実施しました。

食品表示等の適正化に係る立入検査の実施状況

令和4(2022)年度は、東北において指示、公表はなかったものの、23件の指導が行われています。

23件の指導のうち、食品表示法は12件、JAS法は2件、牛トレサ法は8件、米トレサ法は1件となっており、前年度とほぼ同様の件数となっています(図表2-41)。

図表 2-41 命令・指示・勧告・指導件数(令和3(2021)年度～令和4(2022)年度)

単位：件

年度 措置 対象法律	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	命令	指示	勧告	指導	命令	指示	勧告	指導
東北管内件数	0	0	0	22	0	0	0	23
食品表示法	0	0		13	0	0		12
JAS法	0			1	0			2
牛トレサ法	0		0	7	0		0	8
米トレサ法	0		0	1	0		0	1

資料：東北農政局作成

(4) 家畜衛生対策

現状

- 高病原性鳥インフルエンザは、令和4(2022)年10月から令和5(2023)年4月までに、全国26道県で84事例の発生が確認され、殺処分羽数は約1,771万羽に上りました。東北では、秋田県を除く5県で9事例の発生が確認され、疫学関連2農場を含めて約213万羽が殺処分されました。
- 豚熱^{ぶたねつ}は、平成30(2018)年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに発生して以降、令和5(2023)年8月末までに、全国20県で89事例の発生が確認され、殺処分頭数は36万頭を越えました。東北では、令和2(2020)年12月に山形県鶴岡市^{つるおかし}、令和3(2021)年12月に宮城県大河原町^{おおがわらまち}及び丸森町^{まるもりまち}の2県で3事例の発生が確認され、約1万9千頭が殺処分されました。
- 野生イノシシの豚熱^{ぶたねつ}は、令和2(2020)年9月に福島県で発生が確認されて以降、令和5(2023)年8月末日現在、岩手県104頭、宮城県190頭、秋田県7頭、山形県132頭、福島県86頭、計519頭が確認されています。

東北農政局の取組(事前の準備)

東北農政局では、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、農場周囲への野生動物侵入防護柵の設置、防鳥ネットの設置、畜産関係施設への車両消毒装置の設置、野生イノシシ^{ぶたねつ}の豚熱検査等に対する支援を行っています。

さらに、実際に発生した場合に備えて、緊急時の対応演習を実施するとともに、各県が実施する防疫演習に参加するなど、県との連携強化に努めています。



農政局での防護服着脱訓練の様子



県拠点での車両消毒訓練の様子

家畜伝染病発生時の対応(支援体制)

東北で豚熱^{ぶたねつ}、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに発生県に担当官を派遣して情報収集や支援ニーズの把握に努めるとともに、「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、県が行う移動制限、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置の円滑な実施を支援しています。

また、風評被害の防止、消費者の不安の解消のため、相談窓口の設置、小売店・飲食店における表示の点検・啓発、HPやメール等による正確な情報発信を行っています。

(5) 病害虫等の侵入・まん延の防止

現状と課題

- 東北では、近年、モモせん孔細菌病や薬剤耐性菌を原因としたリンゴ黒星病の発生が増加しています。
- 農作物の安定生産のためには、適期の病害虫防除が重要であり、このような問題に対応するための防除体系の確立が必要となっています。

東北農政局の取組

病害虫のまん延は、農業生産に重大な損害を与えるおそれがあるとともに、県境を越えて拡大するため、県や関係機関と連携して防除に取り組む必要があります。

このため、東北農政局では、県や関係機関の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等を調査し、最新情報を農業関係者に提供する等、適切な病害虫防除の推進に取り組んでいます。

また、コドリングアや火傷病等の国内未発生病害虫の侵入や、ジャガイモシストセンチュウ等、国内の一部地域で発生が確認されている有害動植物のまん延を防止するため、各県に調査を依頼するとともに、関係機関に情報を提供しています。

近年、東北で発生が確認された病害虫

台風被害の大きかった翌年に多発するモモせん孔細菌病、薬剤耐性菌を原因としたリンゴ黒星病など、従来の薬剤散布だけでは防除が困難な病害の発生が確認されています。また、令和3(2021)年に苗由来のサツマイモ基腐病が東北で初めて確認されました。防風対策による菌の拡散防止、使用する薬剤の選定、適期の防除の実施など、地域全体での取組が重要となっています。

モモせん孔細菌病

画像提供：福島県



被害果実

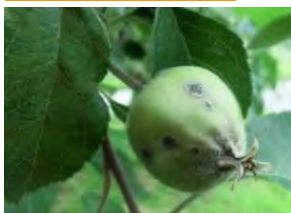


被害葉

ももの枝、葉から風雨によって菌が分散し、果実被害をもたらす細菌性の病害です。令和4(2022)年は、春型枝病斑^{はるがたえだびょうはん}の切除の徹底により、平年並みに発生が抑えられました。

リンゴ黒星病

画像提供：青森県病害虫防除所



被害果実

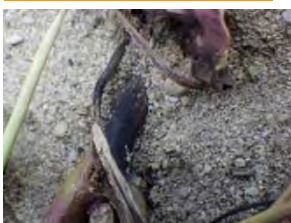


被害葉

りんごの葉や果実に円形～不定形の褐色病斑を形成する糸状菌(カビ)の病害です。令和4(2022)年は、薬剤散布間隔の遵守や降雨前散布の徹底等が図られたことから、平年より発生はやや少なくなっています。

サツマイモ基腐病^{もとぐされびょう}

画像提供：山形県病害虫防除所庄内支所



被害茎葉



被害株

ヒルガオ科植物(主にかんしょ)に寄生する糸状菌(カビ)の病害で、茎葉の枯死や塊根を腐敗させます。東北では、令和3(2021)年に岩手県と山形県の2県で確認されましたが、令和4(2022)年は確認されませんでした。